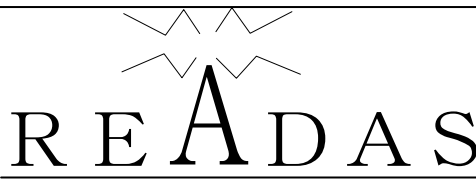


第 5423 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 3月 8日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ メタボ検診費用

**Q**：メタボ検診を受けたところ、指導が必要とされました。この場合に払う費用は、医療費控除の対象になりますか？

**A**：一定の基準に該当する者が受ける積極的支援に係る指導料は医療費控除の対象になります。

【解説】

メタボ対策の一つとして、平成20年4月から、40歳以上の健康保険加入者は、特定健康診査と特定保健指導を受けなければならないこととなっています。

そして、特定健康診査を受けた人で一定の人については、医師による特定保健指導が行われます。

特定保健指導には動機付け支援と積極的支援とがあり、次のいずれかに該当する者が受ける積極的支援に係る指導料については、医療費控除の対象になります。

ただし、特定保健指導に基づく運動そのものの実践の対価や食生活の改善指導を踏まえた食品の購入費用は、医療費控除の対象になりませんので注意してください。

- ① 血圧 収縮期血圧 140mmHg以上  
 拡張期血圧 90mmHg以上
- ② 糖質 中性脂肪 150mg/dl以上  
 LDLコレステロール 140mg/dl以上  
 HDLコレステロール 40mg/dl未満
- ③ 血糖 空腹時血糖 126mg/dl以上  
 HbA1c 6.5%以上

